10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

サステナビリティ条項とは何か：人権と環境が取引条件になった

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　問題の所在：契約書に、法令にない義務が入ってくる

取引先から送られてきた契約書の草案に、見慣れない条項が入っていることがあります。「乙は、甲が定める調達に関する基本方針を遵守していることを表明、保証する」。方針の中身は別紙にも書かれておらず、相手方のウェブサイトを見てくれ、と言われます。

このとき最初に確かめたくなるのは、根拠になっている法律は何か、ということです。ところが、探しても条文が出てきません。**この条項の多くは、法令ではなく、国際機関と政府が作ったガイドラインを背景にしています。**根拠条文を探しても出てこないのは、探し方が悪いからではありません。

この種の条項をサステナビリティ条項といいます。現時点で一般的に確立した定義があるものではありませんが、企業が調達等を行うに当たって法令遵守、人権尊重、環境課題の解決などの観点から、直接の取引先のみならずその先の取引先等を含めたサプライチェーンを管理していくために、直接の取引先との間の契約において設ける条項をいいます。CSR条項やESG条項と呼ばれることもあります（注1）。

この条項は、現在は広義の一般条項に該当するとして広く認識されているとまではいえないものの、最近その導入について多くの議論がなされています（注2）。**まだ定着していない条項が、契約書に入ってきている段階だということです。**

二　制度の枠組み

1　起点は、国連の指導原則

2011年には、国連の人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持されました。この指導原則は、人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任および救済に対するアクセスが三本柱となっています（注3）。

そのうち企業の責任の内容は、次の2つです。企業活動による人権への負の影響の惹起またはその助長を回避し、惹起した際には対処すること。企業活動と直接関連する、または取引関係による製品もしくはサービスに直接関連する人権への負の影響については、企業がその惹起に寄与していなくても、回避または軽減に努めること（注3）。

後半が、この記事の話につながります。自社が起こしたのではない人権侵害についても、取引関係を通じて自社の製品やサービスに直接関連する以上は回避・軽減に努めよ、という要求です。取引先の先の取引先まで見に行く発想は、ここから出ています。

2　日本政府のガイドライン

2022年9月、日本政府がこれを受けたガイドラインを出しました。ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」です。

> 本ガイドラインは法的拘束力を有するものではないが、企業の規模、業種等にかかわらず、日本で事業活動を行う全ての企業（個人事業主を含む。以下同じ。）は、国際スタンダードに基づく本ガイドラインに則り、国内外における自社・グループ会社、サプライヤー等（サプライチェーン上の企業及びその他のビジネス上の関係先をいい、直接の取引先に限られない。以下同じ。）の人権尊重の取組に最大限努めるべきである。（注4）

法的拘束力はない。しかし規模も業種も問わず、日本で事業活動を行う全ての企業が対象になる。この2つが同じ文に書かれています。

3　求められている3つの取組

ガイドラインは、企業に3つの取組を求めています。

> 企業は、その人権尊重責任を果たすため、人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンス（以下「人権DD」という。）の実施、自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合における救済が求められている。（注5）

人権DDの内容も定義されています。

> 人権DD は、企業が、自社・グループ会社及びサプライヤー等における人権（後記2.1.2.1）への負の影響（後記2.1.2.2）を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為を指す。
> そして、人権DD は、その性質上、人権侵害が存在しないという結果を担保するものではなく、ステークホルダー（後記2.1.2.3）との対話を重ねながら、人権への負の影響を防止・軽減するための継続的なプロセスである。（注6）

結果を担保するものではない、と明記されている点が重要です。人権侵害が存在しないことの証明を企業に求める制度ではありません。負の影響を見つけて減らし続ける手順とし

て組み立てられています。取引先に人権侵害がないことを確約させる条項があったとしても、それはガイドラインが求めているものを超えた書き方になります。

4　対象の範囲

ガイドラインは「サプライチェーン」を、自社の製品・サービスの原材料や資源、設備やソフトウェアの調達・確保等に関係する「上流」と、自社の製品・サービスの販売・消費・廃棄等に関係する「下流」を意味するものとしています（注4）。

「その他のビジネス上の関係先」も定義があり、サプライチェーン上の企業以外の企業であって自社の事業・製品・サービスと関連する他企業を指すとされ、具体例として企業の投融資先や合弁企業の共同出資者、設備の保守点検や警備サービスを提供する事業者等が挙げられています（注4）。

仕入先だけの話ではありません。販売先も、廃棄を請け負う業者も、警備会社も入ります。

三　解釈：法令ではない文書が、なぜ契約条項になるのか

1　ガイドラインは義務を課さない

二の2で見たとおり、ガイドラインには法的拘束力がありません。違反しても行政処分はなく、罰則もありません。それでも企業が動くのは、別の経路で効いてくるからです。

2　法令遵守だけでは足りないと書かれている

ガイドラインは、法令との関係を正面から書いています。

> また、国際的に認められた人権であるかどうかにかかわらず、各国の法令で認められた権利や自由を侵害してはならず、法令を遵守しなければならないことは当然であることに留意が必要である。
> 他方で、各国の法令を遵守していても、人権尊重責任を十分に果たしているといえるとは限らず、法令遵守と人権尊重責任とは、必ずしも同一ではない。（注7）

法令を守っていれば足りるとは限らない、と明記されています。契約審査でこの条項に向き合うとき、「日本の法令は守っています」という回答だけでは、この文書の枠組みの中では十分な答えにならないことがあります。

3　公共調達を通じて降りてくる

2023年4月には、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議において、政府の実施する調達においては入札する企業における人権尊重の確保に努めることが合意されました。具体的には、公共調達の入札説明書や契約書等において、入札希望者または契約者は同ガイドラインを踏まえて人権尊重に取り組むよう努める旨の記載の導入を進めることです（注8）。

ここで経路がつながります。ガイドライン自体に強制力はなくても、公共調達の入札説明書や契約書に記載されれば、入札に参加する企業は取組を求められる立場に置かれます。その企業が自社の取引先に同じことを求めれば、契約条項として下に伝わります。

4　契約統制という言い方

サステナビリティの要請を実現していくに当たって有用な一つの方法が、サステナビリティ条項を設けた契約書を締結し、適切な履行を求めていくという方法です。このような方法は、契約統制と呼ばれることもあります（注9）。

法令が名宛人に直接義務を課す形をとらず、契約が連鎖することで規範が広がっていく。**起点が法令ではない点に、この条項の特徴があります。**

四　契約実務への還元

1　条項の中心にあるもの

多くの条項において定められている中心的な内容は、一方当事者の企業が定める行動指針の遵守の義務付けまたは遵守することの表明・保証です（注1）。条項例は次のものです。

> 第〇条（行動指針の遵守）
> 乙は、本契約締結時において甲が定める「調達に関する基本方針」（以下「本方針」という）を遵守していることを表明、保証するとともに、本契約期間中において本方針を継続的に遵守することを表明、保証する。（注10）

条項本体は短く、中身は別の文書にあります。審査の実質は、条項の文言よりも、参照されている行動規範の中身に向かうことになります。

行動規範等に多く定められているのは、法令遵守と国際規範の尊重、人権の尊重（強制労働・児童労働の禁止、不当な差別の禁止、ハラスメントの禁止、非人道的な取扱いの禁止）、労働（適切な労働時間、適切・確実な賃金・報酬の支払、団結権・団体交渉権の尊重）、安全衛生（安全な職場維持、労働災害への適切な対応）、公正な取引（競争法違反の禁止、腐敗の禁止、知的財産権の尊重、個人情報の適切な管理、反社会的勢力との関係構築等の禁止）、環境（気候変動への対応、持続可能な資源利用）です（注11）。

2　どの契約に入ってくるか

この条項は、もともと調達の契約に置かれていました。従前は、上流のサプライチェーン等における環境課題を主題に置いて、調達の契約書に設ける例がみられました。最近では、人権尊重責任を果たしていくという観点も踏まえて、下流のサプライチェーン等も重視したうえで、契約の種類を問わず、継続的な契約関係にある取引先との間の契約において導入を検討している例が多くみられるようになってきていると考えられます（注12）。

つまり、自社が買う側の契約だけを見ていれば済む話ではありません。販売店契約、業務委託契約、物流の契約。継続的な取引であれば、どれにも入りうる条項です。

3　既存の契約にどう入れるか

締結ずみの契約が大量にあるのが通常です。サステナビリティ条項を導入すべく、締結済みの契約書を変更することなく、別途の覚書を締結したり、取引先からの差入書という形でサステナビリティ条項の履行を求めたりする方法がとられている例もみられます（注13）。

覚書と差入書では、性質が違います。覚書は双方が署名する合意で、差入書は一方が相手に差し入れる書面です。相手方から差入書の書式を送られたときに、それを合意と同じものとして扱ってよいかは、書面の文言を読んで判断することになります。

4　条項の効力をどう見るか

契約審査でいちばん問われるのは、この条項に違反したらどうなるか、という点です。実務書の記述は率直です。

> 現時点では、日本国内の契約書におけるサステナビリティ条項の効力がいかなるものであるかについて、確たる議論やみるべき裁判例があるものではない。（注14）

そのうえで、契約当事者としては、サステナビリティ条項の厳格な遵守を求めその違反に対して損害賠償請求や解除といった対応をとることを主眼としているものではなく、契約当事者間で共通認識を醸成することを主眼としている場合もあります。契約当事者の合理的意思解釈により、その定め方にもよりますが、法的拘束力が認められないものもあると考えられます（注14）。

「表明、保証する」と書いてあっても、表明保証条項と同じ効果が当然に出るとは限りません。もっとも、拘束力が否定されうるかは定め方によるので、条項を軽く扱うのは危険です。是正請求や解除まで書き込んだ条項であれば、評価は変わりえます。

条項の設計は別稿「サステナビリティ条項の定め方：反社条項の型を借りている」で、そこで生じる限界は別稿「供給網に義務を課すことの限界：取適法（旧下請法）・独占禁止法との関係」で扱います。

本稿で扱わなかったこと

サステナビリティ条項の具体的な定め方（行動規範の遵守、取引先への働きかけ、人権デュー・ディリジェンスの実施、報告・通報、監査・是正）は、条項の定め方を扱う記事が引き受けます。

供給網に義務を課すことの限界と、取適法（旧下請法）・独占禁止法との関係は、その限界を扱う記事の射程です。本稿では、一方当事者が準備した行動規範を相手方に守らせる構造があるという点までを示しました。

人権デュー・ディリジェンスの実施手順（負の影響の特定・評価、防止・軽減、実効性の評価、説明・情報開示）は、ガイドラインの各論が詳しく定めています。本稿では、その定義と、結果を担保するものではないという性質を押さえるにとどめました。

欧州の人権デュー・ディリジェンス関連法制と、それが日本企業に及ぶ場面は、本稿では扱いません。

参考文献等

（注1）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）182頁
（注2）前掲注1・182頁
（注3）前掲注1・184頁
（注4）ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月）6頁（1.3）
（注5）前掲注4・6頁（2.1）
（注6）前掲注4・7頁（2.1.2）
（注7）前掲注4・8頁（2.1.2.1）
（注8）前掲注1・185頁
（注9）前掲注1・183頁
（注10）前掲注1・182〜183頁の記載例①
（注11）前掲注1・187〜188頁
（注12）前掲注1・185頁
（注13）前掲注1・185〜186頁
（注14）前掲注1・186頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/sustainability-joko-towa/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「サステナビリティ条項とは何か：人権と環境が取引条件になった」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。